

令和 8 年 6 月 1 日版

訪問看護利用契約書

(ご本人様用)

_____（以下、「利用者」とする。）と、医療法人 Epsilon（以下、「事業者」とする。）は、事業者が契約者に対して提供する訪問看護サービスについて、次の通り契約します。

（契約の目的）

第 1 条

事業者は利用者に対し、介護保険法および医療保険制度の関係法令に従い、利用者が心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適切な訪問看護を提供し、利用者は事業者に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

（契約期間）

第 2 条

この契約の期間は、契約締結の日から利用者の終了意思が表示されるまでの期間とします。ただし、第 7 条に定める契約終了行為があった場合は、その定める日までとします。

（サービスの内容）

第 3 条

1. 事業者は、利用者の希望を確認し、主治医の指示書、居宅サービス計画書等に沿って訪問看護計画書を作成し、利用者およびその家族に内容を説明し、同意を得た上で計画書の内容に沿って訪問看護サービスを提供します。
2. 利用者は、訪問看護計画書に沿って、訪問看護サービスを利用します。
3. 利用者は、訪問看護サービス内容や利用回数等の変更を希望する場合、その変更を事業者申し入れることができます。
4. 事業者は、利用者から訪問看護サービス内容等の変更の申し出があった場合は、第 1 条の規定に反するなどの変更を拒む正当な利用がない限り、その変更を行います。

(訪問看護の記録)

第4条

- 1 事業者は、サービスを提供した際に、予め定めた訪問看護記録書等の書面に必要事項を記入し、完結日より5年間はこれを適正に保存します。
- 2 事業者は、利用者本人から記録等の開示の求めがあった場合は、事業者が定める手順に基づき、その開示に応じます。

(訪問看護の利用料)

第5条

- 1 利用者は、サービスに対する利用料を、別紙「重要事項説明書」に記載するとおり支払うものとします。
- 2 事業者は、利用者から利用料の支払いを受けた場合は、その領収書を発行します。
- 3 利用料の変更がある場合は、事業者は、利用者に事前に説明し同意を得るものとします。
- 4 介護保険法および医療保険制度の関係法令の適用を受けない訪問看護サービスがある場合は、予め、その利用料について説明し同意を得ます。
- 5 利用者は、利用料の変更等に応じられない場合、事業者に対し文書で通知し、契約を解除することができます。

(利用料金の改定)

第6条

介護保険法および健康保険法等の法令改正により、利用料金（基本利用料、加算等）が改定された場合、事業所は利用者に対し、改定内容について別途書面（重要事項説明書または別途料金等）をもって説明し同意を得るものとする。この場合、本契約書を再作成することなく、新たな料金体系が適用されるものとする。

(利用料の滞納)

第 7 条

- 1 事業者は、利用者が正当な理由なく利用料を 3 ヶ月以上滞納した場合、1 ヶ月以内の期限を定めて督促し、なお支払いがない場合は契約を破棄します。
- 2 事業者は、前項を利用した場合、指示書を発行している主治医、利用者を担当する居宅介護支援事業所および利用者の居住区の市区町村担当課等に連絡するなど、必要な支援を行います。

(契約終了)

第 8 条

1. 利用者は、事業者に対し、5 日間以上の予告期間をおいて、いつでもこの契約を解除することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30 日間の予告契約をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
3. その他、次のいずれかに該当する場合は、この契約を終了することができます。
 - ① 利用者が死亡、入院・入所、または転出した場合
 - ② 利用者の病状、要介護度等の改善等により、訪問看護の必要を認めなくなった場合
 - ③ 事業者が正当な理由なく適切なサービスを提供しない場合
 - ④ 事業者が守秘義務に違反したり、常識を逸脱する行為を行ったりした場合
 - ⑤ その他契約を終了せざるを得ない状況が生じた場合

(契約の解除)

第 9 条 反社会的勢力の排除

- 1 利用者およびその家族（または代理人）は、現在および将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、および反

社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないことを表明し、確約する。

- 2 利用者およびその家族は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約する。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ サービス提供に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当事業所の信用を毀損し、または当事業所の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 3 当事業所は、利用者またはその家族が前二項のいずれかに違反した場合、何らの催告を要せず直ちに本契約を
- 4 解除することができる。
- 5 前項の規定により本契約が解除された場合、利用者およびその家族は、当事業所に対して一切の損害賠償を請求することはできない。

(賠償責任)

第 10 条

事業者は、訪問看護の提供に伴い、事業者もしくは従業員の故意や過失、または契約上の注意義務に違反して利用者またはその家族の生命・身体・財産等に損害を及ぼした場合、速やかにその損害の賠償をいたします。ただし、その損害について、利用者の故意や過失、または契約上の注意義務や従業員の正当な業務上の指示に対して違反が認められる場合は、その状況を斟酌してその賠償額を減免することができるものとします。

(秘密保持)

第 11 条

- 1 事業者およびその従業員は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者およびその家族の秘密を守ることを義務とします。

- 2 事業者はサービス担当者会議等において利用者またはその家族の個人情報を提供する場合は、事前に同意を得るものとします。
- 3 事業者およびその従業員は、退職後もその在職中に知り得た利用者およびその家族の秘密を守ることを義務とします。

(苦情対応)

第 12 条

- 1 事業者およびその従業員は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者およびその家族の秘密を守ることを義務とします。
- 2 事業者はサービス担当者会議等において利用者またはその家族の個人情報を提供する場合は、事前に同意を得るものとします。
- 3 事業者およびその従業員は、退職後もその在職中に知り得た利用者およびその家族の秘密を守ることを義務とします。

(連携)

第 13 条

- 1 事業者は、訪問看護の提供にあたり、主治医、居宅介護支援事業所、関係市区町村、その他保健・医療・福祉サービス等を提供するもの等との連携を密に行います。
- 2 事業者は、当該契約の変更または終了に際し、速やかに、主治医の担当の居宅事業所等に連絡します。

(契約外条項)

第 14 条

- 1 利用者および事業者は、信義誠意をもってこの契約を履行します。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法、医療保険制度の関係法令等その他の諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、
各1通を保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

事業者

事業者名：医療法人 Epsilon 精神科訪問看護ステーション梅香

代表者名：理事長 高尾 哲也 (印)

管理者：岩堀 亜紀子 (印)

住所：〒310-0022 茨城県水戸市梅香 1-2-50 1 階

利用者

氏 名： (印)

住所： (印)

連絡先： (印)

私は本人の意思を確認し、本人の代わりに署名を行いました。

代理人： (本人との続柄) (印)

住所： (印)

連絡先： (印)

指定訪問看護 重要事項説明書
(ご本人様用)

指定訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第 37 号（厚生労働省令第 79 号改正）第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者

名称	医療法人 Epsilon
所在地	〒310-0022 茨城県水戸市梅香 1-2-50
電話番号	029-303-1155
代表者氏名	理事長 高尾哲也
設立年月日	平成 26 年 6 月 16 日

2 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問看護・指定介護予防訪問看護
指定年月日	
事業所名	医療法人 Epsilon 精神科訪問看護ステーション梅香
事業所所在地等	〒310-0022 茨城県水戸市梅香 1-2-50 1 階 TEL 029-232-8066
管理者氏名	岩堀亜紀子
交通	JR 水戸駅より徒歩 15 分

3 事業の目的

主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、居宅において、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

4 運営方針

- (1) 利用者が心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。
- (2) 事業の実施に当たっては、主治の医師、居宅介護支援事業所、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービス等を提供する機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

5 事業所営業日および営業時間、サービス提供日および提供時間

事業所営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日および 12/29-1/3 を除く
事業所営業時間	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分 但し、左記の間に 1 時間の休憩時間をとるものとする
サービス提供日	事業所営業日と同一
サービス提供時間	午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分

6 営業地域

サービス提供地域	茨城県水戸市・ひたちなか市
----------	---------------

※ 相談により上記地域以外にもサービス提供致します。その際は、状況に応じて別途交通費をいただく場合があります。詳細はご相談ください。

7 職員体制

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者		1		
看護師		1	1	4
作業療法士				
精神保健福祉士				

8 利用料金

(1) 基本利用料

健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律および介護保険法に規定されるサービスについては、厚生労働大臣が定める額の支払いとなります。

※自立支援医療（通院精神医療）を受給している方、生活保護を受けている方は、上記費用の減免が受けられますのでお申し出ください。

(2) その他の利用料

上記の保険制度の給付対象とならないサービスについては、別途定めのとおり、その利用状況により利用者の全額負担となります。

(3) 利用料金の支払い

上記(1)、(2)の料金は毎月末締めめの 1 カ月毎に計算、請求いたしますので、サービス提供を受けた翌々月 15 日までにサービス利用時、現金でお支払いください。

(4) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用者の都合により、サービスの中止、変更および新たなサービスの追加をすることができます。この場合には、サービス利用予定日の前日までに事業者へ申し出てください。
- ② サービスの利用の変更および追加の申し出に対して、訪問看護従事者の稼働状況により、希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時を提示して、その利用について協議いたします。

9 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故や体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治の医師、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡し対応いたします。

【 緊急時の連絡先 】

利用者氏名（家族）： _____

主 治 医 氏 名： _____

10 契約の解除およびサービス提供の中止

以下のいずれかに該当した場合、当事業所事前の予告なく直ちにサービスの提供を中止し、契約を解除いたします。

- 1 利用者またはそのご家族（代理人を含む）が、反社会的勢力（暴力団、暴力団関係者等）に該当することが判明した場合、または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していることが判明した場合。
- 2 利用者またはそのご家族が、当事業所またはそのスタッフに対して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求、脅迫的な言動、または業務を妨害する行為等を行った場合。

11 苦情の受付について

当事業所相談窓口	9:30～17:30（日曜・祝日・12/29-1/3を除く） 管理者：岩堀 亜紀子
苦情解決責任者	医療法人 Epsilon：高尾 哲也 9:30～17:30（日曜・祝日・12/29-1/3を除く） TEL：029-246-6033
介護サービスについて 水戸市役所 福祉部 介護保険課	水戸市中央 1-4-1 平日（月曜～金曜）9:00～17:00 TEL：029-232-9177 FAX:：29-232-9230
介護サービスについて 茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課（介護苦情相談係）	水戸市笠原町 978-26 市町村会館 3 F 平日（月曜～金曜）9:00～16:30 TEL：029-301-1565 FAX：029-301-1579

(別表 1)

訪問看護料金表（医療保険） 令和 8 年 6 月 1 日現在

1 保険単位と基本利用料

後期高齢者（75 歳以上）		1 割、現役並みの所得の方は 3 割	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者（70～74 歳）	2 割、現役並みの所得の方は 3 割
		一般（70 歳未満）	3 割

2 基本利用料金明細

訪問看護基本療養費Ⅰ （1 日につき）	週 3 日まで 5,550 円 週 4 日以降 6,550 円（厚生労働大臣が認める疾患等）
訪問看護基本療養費Ⅲ （1 日につき）（同一建物居住者）	週 3 日まで 5,550 円 週 4 日以降 6,550 円（厚生労働大臣が認める疾患等）
訪問看護基本療養費Ⅳ （在宅療養に備えた外泊時）	8,500 円 （入院中に 1 回、厚生労働大臣が認める疾患は入院中に 2 回）
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週 3 日目まで 30 分以上 5,550 円 30 分未満 4,250 円 週 4 日目以降 30 分以上 6,550 円 30 分未満 5,100 円
退院支援指導加算 （週 4 日以上訪問できる方）	6,000 円
訪問看護管理療養費 （1 日につき）	月の初日：7,670 円 2 日目以降：3,000 円
精神科緊急訪問加算 （1 日につき/月 14 日目まで）	2,650 円
精神科緊急訪問加算 （1 日につき/月 15 日目以降）	2,000 円
長時間精神訪問 （90 分超え/週 1 回）	5,200 円
退院時共同指導加算 （1 月につき） （利用者の状態に応じ月 2 回を限度）	8,000 円

早朝・夜間加算 (6～8 時・18～22 時)	2,100 円
深夜加算 (22～6 時)	4,200 円
複数名精神科訪問看護加算	+ 看護師または作業療法士 4,500 円 (1 日につき) + 精神保健福祉士 3,000 円 (週 1 回)
24 時間対応体制加算	6,520 円
情報提供療養費	1,500 円 (1 月につき)
精神科重症患者支援管理料連携 加算 (1 月につき)	精神科住宅患者支援管理料 2 のイを算定：8,400 円 精神科在宅患者支援管理料 2 のロを算定：5,800 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算 (1 月につき)	50 円

訪問看護ベースアップ評価料 (1 月につき)	1,830 円
訪問看護物価対応料	月の初日：60 円 2 日目以降：20 円

(別表 2)

訪問看護料金表（介護保険） 令和 3 年 4 月 1 日現在

1 （介護予防）訪問看護の介護報酬に係る費用

		5 級地		10.70 円	
		単位数	利用者負担額 (1 割)	利用者負担 額 (2 割)	利用者負 担額 (3 割)
訪問看護費 (1 回につき)	(1)所要時間 20 分未満の場合	313	335 円	670 円	1,005 円
	(2)所要時間 30 分未満の場合	470	503 円	1,006 円	1,509 円
	(3)所要時間 30 分以上 1 時間未 満の場合	821	879 円	1,757 円	2,636 円
	(4)所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	1,125	1,204 円	2,408 円	3,612 円
予防訪問看護費	(1)所要時間 20 分未満の場合	302	324 円	647 円	970 円
	(2)所要時間 30 分未満の場合	450	482 円	964 円	1,445 円
	(3)所要時間 30 分以上 1 時間未 満の場合	792	848 円	1,695 円	2,543 円
	(4)所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	1,087	1,164 円	2,327 円	3,490 円

※利用者負担額（1 割～3 割）の算出方法

報酬単位×地区区分単位（10.70）＝A（小数点以下切り捨て）

A×0.9（1 割負担の場合）＝B（負担割合が 2 割の方は 0.8、3 割の方は 0.7 をかけて下さい）

A - B＝利用者負担額

※准看護師による訪問については、1 回につき 90%の単位数となります。

2 通常のサービス提供を超える費用（利用者負担 10 割）

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の 額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用し たい場合など、介護保険枠外のサービ ス料金です。

重要事項説明日

年 月 日

事業者

指定訪問看護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者名：医療法人 Epsilon 精神科訪問看護ステーション梅香

管 理 者：岩堀 亜紀子



住 所：〒310-0022 茨城県水戸市梅香 1-2-50 1 階

利用者

私は、本書面に基づいて、医療法人 Epsilon 精神科訪問看護ステーション梅香より訪問看護サービス利用に際し、重要事項の説明を受けました。

氏 名： _____



住 所： _____

連 絡 先： _____

私は本人の意思を確認し、本人の代わりに署名を行いました。

代 理 人： _____ (本人との続柄)



住 所： _____

連 絡 先： _____

精神科訪問看護ステーション梅香運営規程

(ご本人様用)

(事業の目的)

第1条

医療法人 Epsilon が開設する精神科訪問看護ステーション梅香（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、精神疾患から日常生活及び社会生活に支障を来しており、支援を要する者、もしくは、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治の医師が必要と認めた者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条

指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

- 1 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称：精神科訪問看護ステーション梅香 所在地：茨城県水戸市梅香 1-2-50 1 階

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条

ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	備考
管理者	経験のある看護師	－	1 名	－	－	
看護職員	看護師	－	1 名	1 名	4 名	
	准看護師	－	－	－	－	
理学療法士		－	－	－	－	
作業療法士		－	－	－	－	
言語聴覚士		－	－	－	－	
事務職員		－	－	－	－	

① 管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

② 看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条

ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

② 営業時間

午前9時00分から午後5時00分までとする。

(事業の内容)

第6条

事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 精神病患者や、認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条

- 1 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条

通常の事業の実施地域は、水戸市、ひたちなか市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条

看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(その他運営についての留意事項)

第10条

- 1 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年4回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人 Epsilon とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 苦情の受付について

当事業所相談窓口	9:30～17:30（日曜・祝日・12/29-1/3を除く） 管理者：岩堀 亜紀子
苦情解決責任者	医療法人 Epsilon：高尾 哲也 9:30～17:30（日曜・祝日・12/29-1/3を除く） TEL：029-246-6033
介護サービスについて 水戸市役所 福祉部 介護保険課	水戸市中央 1-4-1 平日（月曜～金曜）9:00～17:00 TEL：029-232-9177 FAX：29-232-9230
介護サービスについて 茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課（介護苦情相談係）	水戸市笠原町 978-26 市町村会館 3F 平日（月曜～金曜）9:00～16:30 TEL：029-301-1565 FAX：029-301-1579

第 11 条

1 事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。

(1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

(2) 2. 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

附則

この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

年 月 日

個人情報使用に関する同意書

貴法人において、貴法人プライバシーポリシーのほか下記の使用目的により、利用者及び家族の個人情報を必要最低限の範囲内で使用、提供、取得または収集することに同意します。

記

使用目的

- (1) 訪問看護サービス計画等を作成するため
- (2) サービス事業者間の連携とサービス担当者会議での情報提供、サービス計画作成担当者に対する照会（依頼）のため
- (3) 医療機関、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、介護サービス事業者、行政機関、その他必要に応じた地域団体等との連絡調整のため
- (4) 健康状態の急な変化などが生じた場合の主治医等への連絡の場合
- (5) 事業者内外のケアカンファレンス（支援方法の検討会議）のため
- (6) 適切な訪問看護サービスを提供するうえで、必要不可欠な場合
- (7) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介の場合
- (8) 緊急を要する時の連絡等の場合
- (9) 患者の心身の状況などを家族に説明する場合
- (10) 医療の質の向上を目的とした当クリニックでの症例研究

以上

年 月 日

利用者氏名： _____ (印)

代筆者氏名： _____ (印)

個人情報取得同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

事業者が介護保険法および医療保険制度の関係法令に従い、計画に基づき、訪問看護サービスを適切に実施するために必要な場合に使用する。

2 取り扱いについて

(1) 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で最小限に留め、情報提供の際は関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

(2) 第三者への提供

- ・ 審査支払機関へのレセプトの請求のための提出

(3) 取得させていただいた情報は、上記②または次のいずれかに該当する場合を除いて、第三者へ提供いたしません。

提供についてご本人の同意がある場合

- ・ ご本人または公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護のために必要な場合であって、ご本人の同意を得ることが困難な場合
- ・ 法令の規定による場合

3 個人情報の内容

(1) 氏名、生年月日、年齢、住所、健康状態、病歴、家族状況等、事業者が訪問看護サービスを行う為に、最小限必要な利用者や家族個人に関する情報

(2) その他の情報

上記の内容以外に特に必要な情報については本人又は家族に了承を得る。

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものをいいます。

4 苦情処理

個人情報に関する相談、苦情、開示請求は、下記までお問い合わせください。

医療法人 Epsilon 精神科訪問看護ステーション梅香

茨城県水戸市梅香 1-2-50 1 階

個人情報保護相談窓口 電話 029-246-6033

年 月 日

利用者氏名： _____ (印)

代筆者氏名： _____ (印)

令和 8 年 6 月 1 日版

訪問看護利用契約書

(事業所用)

医療法人 Epsilon 精神科訪問看護ステーション梅香

_____（以下、「利用者」とする。）と、医療法人 Epsilon（以下、「事業者」とする。）は、事業者が契約者に対して提供する訪問看護サービスについて、次の通り契約します。

（契約の目的）

第 1 条

事業者は利用者に対し、介護保険法および医療保険制度の関係法令に従い、利用者が心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適切な訪問看護を提供し、利用者は事業者に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

（契約期間）

第 2 条

この契約の期間は、契約締結の日から利用者の終了意思が表示されるまでの期間とします。ただし、第 7 条に定める契約終了行為があった場合は、その定める日までとします。

（サービスの内容）

第 3 条

5. 事業者は、利用者の希望を確認し、主治医の指示書、居宅サービス計画書等に沿って訪問看護計画書を作成し、利用者およびその家族に内容を説明し、同意を得た上で計画書の内容に沿って訪問看護サービスを提供します。
6. 利用者は、訪問看護計画書に沿って、訪問看護サービスを利用します。
7. 利用者は、訪問看護サービス内容や利用回数等の変更を希望する場合、その変更を事業者に申し入れることができます。
8. 事業者は、利用者から訪問看護サービス内容等の変更の申し出があった場合は、第 1 条の規定に反するなどの変更を拒む正当な利用がない限り、その変更を行います。

(訪問看護の記録)

第4条

- 3 事業者は、サービスを提供した際に、予め定めた訪問看護記録書等の書面に必要事項を記入し、完結日より5年間はこれを適正に保存します。
- 4 事業者は、利用者本人から記録等の開示の求めがあった場合は、事業者が定める手順に基づき、その開示に応じます。

(訪問看護の利用料)

第5条

- 6 利用者は、サービスに対する利用料を、別紙「重要事項説明書」に記載するとおり支払うものとします。
- 7 事業者は、利用者から利用料の支払いを受けた場合は、その領収書を発行します。
- 8 利用料の変更がある場合は、事業者は、利用者に事前に説明し同意を得るものとします。
- 9 介護保険法および医療保険制度の関係法令の適用を受けない訪問看護サービスがある場合は、予め、その利用料について説明し同意を得ます。
- 10 利用者は、利用料の変更等に応じられない場合、事業者に対し文書で通知し、契約を解除することができます。

(利用料金の改定)

第6条

介護保険法および健康保険法等の法令改正により、利用料金（基本利用料、加算等）が改定された場合、事業所は利用者に対し、改定内容について別途書面（重要事項説明書または別途料金等）をもって説明し同意を得るものとする。この場合、本契約書を再作成することなく、新たな料金体系が適用されるものとする。

(利用料の滞納)

第 7 条

- 3 事業者は、利用者が正当な理由なく利用料を 3 ヶ月以上滞納した場合、1 ヶ月以内の期限を定めて督促し、なお支払いがない場合は契約を破棄します。
- 4 事業者は、前項を利用した場合、指示書を発行している主治医、利用者を担当する居宅介護支援事業所および利用者の居住区の市区町村担当課等に連絡するなど、必要な支援を行います。

(契約終了)

第 8 条

4. 利用者は、事業者に対し、5 日間以上の予告期間をおいて、いつでもこの契約を解除することができます。
5. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30 日間の予告契約をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
6. その他、次のいずれかに該当する場合は、この契約を終了することができます。
 - ⑥ 利用者が死亡、入院・入所、または転出した場合
 - ⑦ 利用者の病状、要介護度等の改善等により、訪問看護の必要を認めなくなった場合
 - ⑧ 事業者が正当な理由なく適切なサービスを提供しない場合
 - ⑨ 事業者が守秘義務に違反したり、常識を逸脱する行為を行ったりした場合
 - ⑩ その他契約を終了せざるを得ない状況が生じた場合

(契約の解除)

第 9 条 反社会的勢力の排除

- 6 利用者およびその家族（または代理人）は、現在および将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、および反

社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないことを表明し、確約する。

- 7 利用者およびその家族は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約する。
 - ⑥ 暴力的な要求行為
 - ⑦ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ⑧ サービス提供に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ⑨ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当事業所の信用を毀損し、または当事業所の業務を妨害する行為
 - ⑩ その他前各号に準ずる行為
- 8 当事業所は、利用者またはその家族が前二項のいずれかに違反した場合、何らの催告を要せず直ちに本契約を
- 9 解除することができる。
- 10 前項の規定により本契約が解除された場合、利用者およびその家族は、当事業所に対して一切の損害賠償を請求することはできない。

(賠償責任)

第 10 条

事業者は、訪問看護の提供に伴い、事業者もしくは従業員の故意や過失、または契約上の注意義務に違反して利用者またはその家族の生命・身体・財産等に損害を及ぼした場合、速やかにその損害の賠償をいたします。ただし、その損害について、利用者の故意や過失、または契約上の注意義務や従業員の正当な業務上の指示に対して違反が認められる場合は、その状況を斟酌してその賠償額を減免することができるものとします。

(秘密保持)

第 11 条

- 4 事業者およびその従業員は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者およびその家族の秘密を守ることを義務とします。

- 5 事業者はサービス担当者会議等において利用者またはその家族の個人情報を提供する場合は、事前に同意を得るものとします。
- 6 事業者およびその従業員は、退職後もその在職中に知り得た利用者およびその家族の秘密を守ることを義務とします。

(苦情対応)

第 12 条

- 4 事業者およびその従業員は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者およびその家族の秘密を守ることを義務とします。
- 5 事業者はサービス担当者会議等において利用者またはその家族の個人情報を提供する場合は、事前に同意を得るものとします。
- 6 事業者およびその従業員は、退職後もその在職中に知り得た利用者およびその家族の秘密を守ることを義務とします。

(連携)

第 13 条

- 3 事業者は、訪問看護の提供にあたり、主治医、居宅介護支援事業所、関係市区町村、その他保健・医療・福祉サービス等を提供するもの等との連携を密に行います。
- 4 事業者は、当該契約の変更または終了に際し、速やかに、主治医の担当の居宅事業所等に連絡します。

(契約外条項)

第 14 条

- 3 利用者および事業者は、信義誠意をもってこの契約を履行します。
- 4 この契約に定めのない事項については、介護保険法、医療保険制度の関係法令等その他の諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、
各1通を保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

事業者

事業者名：医療法人 Epsilon 精神科訪問看護ステーション梅香

代表者名：理事長 高尾 哲也 (印)

管 理 者：岩堀 亜紀子 (印)

住 所：〒310-0022 茨城県水戸市梅香 1-2-50 1 階

利用者

氏 名： (印)

住 所： (印)

連 絡 先： (印)

私は本人の意思を確認し、本人の代わりに署名を行いました。

代 理 人： (本人との続柄) (印)

住 所： (印)

連 絡 先： (印)

指定訪問看護 重要事項説明書
(事業所用)

指定訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第 37 号（厚生労働省令第 79 号改正）第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

12 事業者

名称	医療法人 Epsilon
所在地	〒310-0022 茨城県水戸市梅香 1-2-50
電話番号	029-303-1155
代表者氏名	理事長 高尾哲也
設立年月日	平成 26 年 6 月 16 日

13 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問看護・指定介護予防訪問看護
指定年月日	
事業所名	医療法人 Epsilon 精神科訪問看護ステーション梅香
事業所所在地等	〒310-0022 茨城県水戸市梅香 1-2-50 1 階 TEL 029-232-8066
管理者氏名	岩堀亜紀子
交通	JR 水戸駅より徒歩 15 分

14 事業の目的

主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、居宅において、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

15 運営方針

- (4) 利用者が心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。
- (5) 事業の実施に当たっては、主治の医師、居宅介護支援事業所、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービス等を提供する機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (6) 必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

16 事業所営業日および営業時間、サービス提供日および提供時間

事業所営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日および 12/29-1/3 を除く
事業所営業時間	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分 但し、左記の間に 1 時間の休憩時間をとるものとする
サービス提供日	事業所営業日と同一
サービス提供時間	午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分

17 営業地域

サービス提供地域	茨城県水戸市・ひたちなか市
----------	---------------

※ 相談により上記地域以外にもサービス提供致します。その際は、状況に応じて別途交通費をいただく場合があります。詳細はご相談ください。

18 職員体制

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者		1		
看護師		1	1	4
作業療法士				
精神保健福祉士				

19 利用料金

(5) 基本利用料

健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律および介護保険法に規定されるサービスについては、厚生労働大臣が定める額の支払いとなります。

※自立支援医療（通院精神医療）を受給している方、生活保護を受けている方は、上記費用の減免が受けられますのでお申し出ください。

(6) その他の利用料

上記の保険制度の給付対象とならないサービスについては、別途定めのとおり、その利用状況により利用者の全額負担となります。

(7) 利用料金の支払い

上記(1)、(2)の料金は毎月末締めめの 1 カ月毎に計算、請求いたしますので、サービス提供を受けた翌々月 15 日までにサービス利用時、現金でお支払いください。

(8) 利用の中止、変更、追加

- ③ 利用者の都合により、サービスの中止、変更および新たなサービスの追加をすることができます。この場合には、サービス利用予定日の前日までに事業者へ申し出てください。
- ④ サービスの利用の変更および追加の申し出に対して、訪問看護従事者の稼働状況により、希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時を提示して、その利用について協議いたします。

20 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故や体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治の医師、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡し対応いたします。

【 緊急時の連絡先 】

利用者氏名（家族）： _____

主 治 医 氏 名： _____

21 契約の解除およびサービス提供の中止

以下のいずれかに該当した場合、当事業所事前の予告なく直ちにサービスの提供を中止し、契約を解除いたします。

- 3 利用者またはそのご家族（代理人を含む）が、反社会的勢力（暴力団、暴力団関係者等）に該当することが判明した場合、または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していることが判明した場合。
- 4 利用者またはそのご家族が、当事業所またはそのスタッフに対して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求、脅迫的な言動、または業務を妨害する行為等を行った場合。

22 苦情の受付について

当事業所相談窓口	9:30～17:30（日曜・祝日・12/29-1/3を除く） 管理者：岩堀 亜紀子
苦情解決責任者	医療法人 Epsilon：高尾 哲也 9:30～17:30（日曜・祝日・12/29-1/3を除く） TEL：029-246-6033
介護サービスについて 水戸市役所 福祉部 介護保険課	水戸市中央 1-4-1 平日（月曜～金曜）9:00～17:00 TEL：029-232-9177 FAX:：29-232-9230
介護サービスについて 茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課（介護苦情相談係）	水戸市笠原町 978-26 市町村会館 3 F 平日（月曜～金曜）9:00～16:30 TEL：029-301-1565 FAX：029-301-1579

(別表 1)

訪問看護料金表（医療保険） 令和 8 年 6 月 1 日現在

3 保険単位と基本利用料

後期高齢者（75 歳以上）		1 割、現役並みの所得の方は 3 割	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者（70～74 歳）	2 割、現役並みの所得の方は 3 割
		一般（70 歳未満）	3 割

4 基本利用料金明細

訪問看護基本療養費Ⅰ （1 日につき）	週 3 日まで 5,550 円 週 4 日以降 6,550 円（厚生労働大臣が認める疾患等）
訪問看護基本療養費Ⅲ （1 日につき）（同一建物居住者）	週 3 日まで 5,550 円 週 4 日以降 6,550 円（厚生労働大臣が認める疾患等）
訪問看護基本療養費Ⅳ （在宅療養に備えた外泊時）	8,500 円 （入院中に 1 回、厚生労働大臣が認める疾患は入院中に 2 回）
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週 3 日目まで 30 分以上 5,550 円 30 分未満 4,250 円 週 4 日目以降 30 分以上 6,550 円 30 分未満 5,100 円
退院支援指導加算 （週 4 日以上訪問できる方）	6,000 円
訪問看護管理療養費 （1 日につき）	月の初日：7,670 円 2 日目以降：3,000 円
精神科緊急訪問加算 （1 日につき/月 14 日目まで）	2,650 円
精神科緊急訪問加算 （1 日につき/月 15 日目以降）	2,000 円
長時間精神訪問 （90 分超え/週 1 回）	5,200 円
退院時共同指導加算 （1 月につき） （利用者の状態に応じ月 2 回を限度）	8,000 円

早朝・夜間加算 (6～8 時・18～22 時)	2,100 円
深夜加算 (22～6 時)	4,200 円
複数名精神科訪問看護加算	+ 看護師または作業療法士 4,500 円 (1 日につき) + 精神保健福祉士 3,000 円 (週 1 回)
24 時間対応体制加算	6,520 円
情報提供療養費	1,500 円 (1 月につき)
精神科重症患者支援管理料連携 加算 (1 月につき)	精神科住宅患者支援管理料 2 のイを算定：8,400 円 精神科在宅患者支援管理料 2 のロを算定：5,800 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算 (1 月につき)	50 円

訪問看護ベースアップ評価料 (1 月につき)	1,830 円
訪問看護物価対応料	月の初日：60 円 2 日目以降：20 円

(別表 2)

訪問看護料金表（介護保険） 令和 3 年 4 月 1 日現在

3 （介護予防）訪問看護の介護報酬に係る費用

		5 級地		10.70 円	
		単位数	利用者負担額 (1 割)	利用者負担 額 (2 割)	利用者負 担額 (3 割)
訪問看護費 (1 回につき)	(1)所要時間 20 分未満の場合	313	335 円	670 円	1,005 円
	(2)所要時間 30 分未満の場合	470	503 円	1,006 円	1,509 円
	(3)所要時間 30 分以上 1 時間未 満の場合	821	879 円	1,757 円	2,636 円
	(4)所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	1,125	1,204 円	2,408 円	3,612 円
予防訪問看護費	(1)所要時間 20 分未満の場合	302	324 円	647 円	970 円
	(2)所要時間 30 分未満の場合	450	482 円	964 円	1,445 円
	(3)所要時間 30 分以上 1 時間未 満の場合	792	848 円	1,695 円	2,543 円
	(4)所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	1,087	1,164 円	2,327 円	3,490 円

※利用者負担額（1 割～3 割）の算出方法

報酬単位×地区区分単位（10.70）＝A（小数点以下切り捨て）

A×0.9（1 割負担の場合）＝B（負担割合が 2 割の方は 0.8、3 割の方は 0.7 をかけて下さい）

A - B＝利用者負担額

※准看護師による訪問については、1 回につき 90%の単位数となります。

4 通常のサービス提供を超える費用（利用者負担 10 割）

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の 額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用し たい場合など、介護保険枠外のサービ ス料金です。

重要事項説明日

年 月 日

事業者

指定訪問看護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者名：医療法人 Epsilon 精神科訪問看護ステーション梅香

管 理 者：岩堀 亜紀子

⑩

住 所：〒310-0022 茨城県水戸市梅香 1-2-50 1 階

利用者

私は、本書面に基づいて、医療法人 Epsilon 精神科訪問看護ステーション梅香より訪問看護サービス利用に際し、重要事項の説明を受けました。

氏 名： _____ ⑩

住 所： _____

連 絡 先： _____

私は本人の意思を確認し、本人の代わりに署名を行いました。

代 理 人： _____ (本人との続柄) ⑩

住 所： _____

連 絡 先： _____

精神科訪問看護ステーション梅香運営規程

(事業所用)

(事業の目的)

第1条

医療法人 Epsilon が開設する精神科訪問看護ステーション梅香（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、精神疾患から日常生活及び社会生活に支障を来しており、支援を要する者、もしくは、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治の医師が必要と認めた者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条

指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

- 3 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称：精神科訪問看護ステーション梅香 所在地：茨城県水戸市梅香 1-2-50 1 階

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条

ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	備考
管理者	経験のある看護師	－	1 名	－	－	
看護職員	看護師	－	1 名	1 名	4 名	
	准看護師	－	－	－	－	
理学療法士		－	－	－	－	
作業療法士		－	－	－	－	
言語聴覚士		－	－	－	－	
事務職員		－	－	－	－	

③ 管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

④ 看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条

ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

③ 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。

④ 営業時間

午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

(事業の内容)

第6条

事業の内容は次のとおりとする。

- ⑪ 病状・障害の観察
- ⑫ 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ⑬ 食事および排泄等日常生活の世話
- ⑭ 床ずれの予防・処置
- ⑮ リハビリテーション
- ⑯ ターミナルケア
- ⑰ 精神病患者や、認知症患者の看護
- ⑱ 療養生活や介護方法の指導
- ⑲ カテーテル等の管理
- ⑳ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条

- 3 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条

通常の事業の実施地域は、水戸市、ひたちなか市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条

看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(その他運営についての留意事項)

第10条

6 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

③ 採用時研修 採用後1カ月以内

④ 継続研修 年4回

7 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

8 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人 Epsilon とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

10 苦情の受付について

当事業所相談窓口	9:30～17:30（日曜・祝日・12/29-1/3を除く） 管理者：岩堀 亜紀子
苦情解決責任者	医療法人 Epsilon：高尾 哲也 9:30～17:30（日曜・祝日・12/29-1/3を除く） TEL：029-246-6033
介護サービスについて 水戸市役所 福祉部 介護保険課	水戸市中央 1-4-1 平日（月曜～金曜）9:00～17:00 TEL：029-232-9177 FAX：29-232-9230
介護サービスについて 茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課（介護苦情相談係）	水戸市笠原町 978-26 市町村会館 3F 平日（月曜～金曜）9:00～16:30 TEL：029-301-1565 FAX：029-301-1579

第 11 条

3 事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。

(5) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

(6) 2. 虐待の防止のための指針を整備する。

(7) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。

(8) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

4 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

附則

この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

年 月 日

個人情報使用に関する同意書

貴法人において、貴法人プライバシーポリシーのほか下記の使用目的により、利用者及び家族の個人情報を必要最低限の範囲内で使用、提供、取得または収集することに同意します。

記

使用目的

- (11) 訪問看護サービス計画等を作成するため
- (12) サービス事業者間の連携とサービス担当者会議での情報提供、サービス計画作成担当者に対する照会（依頼）のため
- (13) 医療機関、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、介護サービス事業者、行政機関、その他必要に応じた地域団体等との連絡調整のため
- (14) 健康状態の急な変化などが生じた場合の主治医等への連絡の場合
- (15) 事業者内外のケアカンファレンス（支援方法の検討会議）のため
- (16) 適切な訪問看護サービスを提供するうえで、必要不可欠な場合
- (17) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介の場合
- (18) 緊急を要する時の連絡等の場合
- (19) 患者の心身の状況などを家族に説明する場合
- (20) 医療の質の向上を目的とした当クリニックでの症例研究

以上

年 月 日

利用者氏名： _____ (印)

代筆者氏名： _____ (印)

個人情報取得同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

5 使用する目的

事業者が介護保険法および医療保険制度の関係法令に従い、計画に基づき、訪問看護サービスを適切に実施するために必要な場合に使用する。

6 取り扱いについて

(4) 個人情報の提供は、1 に記載する目的の範囲内で最小限に留め、情報提供の際は関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

(5) 第三者への提供

- ・ 審査支払機関へのレセプトの請求のための提出

(6) 取得させていただいた情報は、上記②または次のいずれかに該当する場合を除いて、第三者へ提供いたしません。

提供についてご本人の同意がある場合

- ・ ご本人または公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護のために必要な場合であって、ご本人の同意を得ることが困難な場合
- ・ 法令の規定による場合

7 個人情報の内容

(3) 氏名、生年月日、年齢、住所、健康状態、病歴、家族状況等、事業者が訪問看護サービスを行う為に、最小限必要な利用者や家族個人に関する情報

(4) その他の情報

上記の内容以外に特に必要な情報については本人又は家族に了承を得る。

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものをいいます。

8 苦情処理

個人情報に関する相談、苦情、開示請求は、下記までお問い合わせください。

医療法人 Epsilon 精神科訪問看護ステーション梅香

茨城県水戸市梅香 1-2-50 1 階

個人情報保護相談窓口 電話 029-246-6033

年 月 日

利用者氏名： _____ 印

代筆者氏名： _____ 印